

交通ルールとマナーを守って事故防止！ 自転車も車の仲間。事故を起こせば加害者に！ 安全利用で安全安心のまちづくり

宝塚市自転車安全利用に関する条例の概要

背景

自転車は、環境にやさしく経済的で健康にもよく、身近な交通手段として幼児から高齢者まで幅広い年齢層が便利に利用しています。また、スポーツやレジャーとしても利用されています。最近では災害時の交通手段としての役割も担っています。

しかしながら、自転車は運転免許証が不要な故に交通ルールやマナーが十分に認識・遵守されておらず、利用の増加に伴い自転車に関係する事故が増加しています。

自転車は自動車よりも弱者、歩行者よりも強者。運転する人は被害者にも加害者にもなります。加害者になった場合は裁判で高額な賠償金を命じられた判例もあり、本人だけでなく、家族も含めて精神的、経済的にも大きな負担となります。

そのため、市民をはじめ自転車の利用者にかかわるあらゆる人々が力をあわせて、自転車の安全利用の意識を高揚し、自転車の関係する不幸な事故の発生防止をめざして、本条例を制定するものです。



宝塚市の自転車交通事故発生状況

自転車に関係する交通事故割合が高くなっています。平成30年（2018年）中に宝塚市内で発生した人身交通事故785件のうち210件が自転車に関係する事故でした。

	人身事故	うち自転車事故	割合
平成28年	633	142	22.4%
平成29年	753	197	26.2%
平成30年	785	210	26.8%

県下平均よりも高い自転車事故発生率！

平成30年の人身事故のうち自転車事故は、兵庫県下では件数が減少し、構成率も約23.8%であるのに対して、宝塚市では件数が増加し、構成率も約26.8%となっています。

このことから、市民の自転車の安全利用に関する意識の高まりが求められています。

（数値は兵庫県警察本部および宝塚警察署の統計による）

条例の主な内容

市の責務

・市は、兵庫県及び関係団体との連携を図りながら、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。（兵庫県に警察を含みます。以下同じ。）

自転車利用者の責務

・自転車利用者は、道路交通法その他交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者のそばを通行するときは、徐行し、又は自転車を押して歩き、自転車の安全運転に努めなければならない。



原則車道通行
車道の左端通行



一時停止の遵守



二人乗り禁止
並進禁止



歩道を通行する場合は車道寄りを徐行



夜間等のライト点灯



傘さし運転禁止
大音量でヘッドホン
を使用しているの運転禁止



酒気帯び運転禁止



信号遵守と安全確認



自転車ヘルメットの着用を努める



携帯電話等使用の
運転禁止



自転車保険の加入



- ・自転車利用者は、障害者、高齢者又は乳幼児のそばを通行するときは、特にその安全に配慮するよう努めなければならない。
- ・自転車利用者は、交通事故の被害を軽減するため、安全性を有する乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
- ・自転車利用者は、自転車の安全利用に関する知識の習得に努めなければならない。
- ・自転車利用者は、その利用する自転車について安全性を確保するため、当該自転車の日常の点検及び整備に努めなければならない。
- ・自転車利用者は、市、兵庫県又は関係団体が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- ・これらのほか、県条例により、自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

保護者の責務

・保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒の自転車の安全利用を促進するため、安全運転、日常の点検及び整備に関する指導を行うよう努めなければならない。

関係団体の役割

- ・関係団体は、自転車安全利用に関する啓発に努めるものとする。
- ・関係団体は、市又は兵庫県が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

自転車小売業者の役割

- ・自転車小売業者は、自転車の販売又は点検若しくは整備するに当たって、自転車利用者に対して、日常の点検及び整備について適切な助言をするよう努めなければならない。
- ・自転車小売業者は、自転車の販売又は点検若しくは整備するに当たって、自転車に関する事故に係る損害賠償責任保険についての有効性及び加入の必要性を周知するよう努めるものとする。

自転車安全利用に関する教育

- ・市は、兵庫県及び関係団体と連携し、自転車の安全利用に関する教育の実施に努めなければならない。
- ・市は、市内の教育・保育施設及び児童発達支援センター、学校等に対して、その幼児、児童、生徒及び学生の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育の実施を推奨するとともに、その実施に協力するよう努めなければならない。
- ・市は、高齢者に対し、高齢者の特性に応じた自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

啓発活動等

- ・市は、自転車の安全利用について市民の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。
- ・市は、自転車の日常の点検及び整備を促進するため、講習の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- ・市は、自転車に関する事故に係る損害賠償責任保険に加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ・市は、安全性を有する自転車乗車用ヘルメット着用の普及を図るため、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

道路環境の整備

・市は、国及び兵庫県並びに関係機関と相互に連携協力し、自転車の安全利用に配慮した道路環境の整備を推進するものとする。

指導

- ・市長は、自転車に関する事故を防止するため、危険な運転をする自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する指導を行うものとする。
- ・市長は、指導を行なうため、自転車安全利用推進員を置くことができる。

顕彰

- ・市長は自転車の安全な利用に関し、他の模範となったものを顕彰することができる。

